区 分	発令基準	船舶等のとる措置事項
注意喚起	・金沢地方気象台が台風に 関する気象情報を発表した場合。 ・金沢地方気象台から暴風 (雪)等に関する気象情報が 発表された場合。	1 気象庁が発表する台風、暴風(雪)等に関する気象情報等を入手してその動静に留意すること。 2 停泊中の自動車専用船、PCTC船で1万トン以上の船舶は状況に応じて出港すること。
第1警戒体制 (警戒勧告)	・石川県に台風の暴風警戒域が12時間以内に到達すると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表され、かつ能登沖に海上強風警報が発表された場合。	1 在港船舶等は、荒天準備を行い必要に 応じて直ちに運航できるように準備する こと。 2 工事、作業現場においては、荒天準備 を行い資機材等の流出防止措置をとる。 3 錨泊中の船舶は抜錨し安全な海域に 避難すること。 4 危険物運搬船は安全管理規程に従っ た措置を取ること。
第2警戒体制(避難勧告)	・石川県に台風の暴風警戒 域が6時間以内に到達す ると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風 (雪)等警報が発表された 場合。	1 停泊中の船舶等は、増しもやい等を十分に行うとともに、機関をスタンバイ状態にして荒天準備を完了させ厳重な警戒態勢をとること。 2 汽艇等は、船だまり等安全な場所に避難するとともに、荒天準備に万全を期すこと。 3 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資機材等については、厳重な警戒態勢をとること。 入港しようとする船舶金沢港周辺以外の安全な場所で避泊し、入港を見合わせること。ただし、金沢港以外に避泊する場所がないときは、関係官庁に連絡して指示を受けること。この場合、金沢港は港内が狭く錨泊地が限定されることから、原則として岸壁に着岸させ避難するものとする。
解除	台風・暴風(雪)等の警報	が解除された場合。